

一般社団法人日本人間工学会 論文賞選考規程

第1条 (本賞の目的)

本賞は、人間工学に関わる研究において優れた成果が認められる論文に対して授与することを目的とする。

第2条 (本賞の対象)

本賞は、対象年の「人間工学」誌上に掲載されたすべての総説、原著、資料、技術報告のうち、最も優れた論文1編に対して授与されるものとする。なお、論文のテーマは問わないが、筆頭著者は対象年の末時点で本学会会員であることを条件とする。

第3条 (対象者の除外)

本賞の目的に照らして、筆頭著者が過去に本賞を受賞した場合に限り、選考の対象から除外する。

第4条 (本賞の内容)

受賞者には、賞状及び副賞を贈呈する。

第5条 (選考主体)

本賞の選考は、表彰委員会委員長を議長とする表彰委員会で行う。

第6条 (選考方法)

- (1) 受賞候補論文は、新規性、有用性、客観性の観点からは編集委員会の査読基準に基づく評価を経て「人間工学」誌上に掲載されていることに表彰委員会として留意するものとする。
- (2) 本賞の目的を踏まえ、表彰委員会は人間工学の普及と発展に著しく寄与する等の観点に基づき受賞候補論文を選考し、理由を添えた上で理事会へ推薦する。理事会は、受賞論文を決定する。
- (3) 受賞論文は1編とし、該当なしも可とする。

第7条 この規程の変更は、理事会の議決による。

附則

- 1 本規程は2011年2月22日から施行する。
- 2 2014年12月19日改定
- 3 2015年9月17日改定
- 4 2015年9月17日の本規程改定にともない、論文賞選考及び授与規程細則は廃止する。